



## 犬・猫などのペットを飼うときは、人に迷惑がかからないようマナーを守って、住みよいまちづくりをしましょう。

### ★放し飼いはやめましょう

犬を飼うときは必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしましょう。

### ★フンの後始末は必ずしましょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。おしっこも、よその家の玄関先や塀、庭などにさせないようにしましょう。

### ★鳴き声で迷惑をかけるないようにしましょう

犬の無駄吠えは近所の迷惑となります。根気よくしつけましょう。

### ★不妊・去勢手術をしましょう

犬・猫などのペットを捨てる行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょう。繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をおすすめします(繁殖期のストレスも軽減される)言われたいです。

### ★無責任なエサやりの禁止

無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

### ▼問い合わせ先 住民生活課 生活環境係

☎91331

栃木県動物愛護指導センター

☎0288(6884)54588



## 児童手当・特例給付

### 現況届について

児童手当等を受けている方が続けて手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。用紙は該当者あてに6月中旬頃に郵送します。

この届は、毎年6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける権利があるか確認するために行うものです。この届を提出しないと、6月以降の児童手当等が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

また、受付は窓口受付と郵送受付あるいはマイナポータルでの電子申請が可能です。郵送での受付は現況届と一緒に同封されている封筒で返信してください。

☆マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。ご利用いただくには、マイナンバーカードが必要となります。詳しくは、現況届と一緒に案内を送付しますので、そちらをご覧ください。

### ▼提出期限 6月29日(金)

### ▼提出に必要なもの

#### ●現況届

#### ●受給者(保護者)の健康保険証のコピー

厚生年金等加入者は、受給者(保護者)の健康保険証のコピーが必要です(上三川町の国民健康保険証の方は、国民年金加入者のためコピーは不要です)。

#### ●印かん(押印)

※その他必要に応じて書類を提出していただく場合がありますので、詳しくはお手元に届く現況届等でご確認ください。

### ▼問い合わせ先

福祉課 子ども・子育て係

☎91330

## 夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

### 夜間休日急患診療所(☎0285-39-8880)

診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

### 休日急患歯科診療所(☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

場所＝小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)

